

奈良県告示第百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき
県営土地改良事業（県営ほ場整備事業・丹原地区）計画を定めたので、同条第七項にお
いて準用する同法第八十七条第五項の規定により、当該土地改良事業計画書の写しを次
のとおり縦覧に供する。

令和二年七月三十一日

奈良県知事 荒 井 正 吾

一 縦覧期間

令和二年八月三日から同月二十四日まで

二 縦覧場所

五條市役所